



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第58号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局組織規程の一部改正 2

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正 2

【病院局訓令】

島根県病院局被服等貸与規程の一部改正 3

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程**島根県病院局管理規程第1号**

島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年 3 月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第8条第1項の表医療局の部内科診療部の項に次のように加える。

感染症科

附 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

島根県病院局管理規程第2号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成23年 3 月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第9条第1項中「次に掲げる場合」を「薬剤師の資格を有する職員が薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第204条に規定する毒薬又は劇薬を使用し、管理者が別に定める調製作業に従事したとき」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、1日につき370円とする。

第15条第2項第1号中「6,200円」を「7,000円」に改め、同項第2号ア中「3,300円」を「3,700円」に改め、同号イ中「2,900円」を「3,300円」に改める。

第19条第1項に次の3号を加える。

(6) 看護師又は助産師の資格を有する職員が外来及び病棟の運営管理等の業務に従事したとき。

(7) 第5条の規定により管理職手当を支給される職員（医療職給料表の適用を受ける職員に限る。）が臨時又は緊急の必要により正規の勤務時間外に勤務したとき（第1号に掲げる場合及び条例第18条の規定により管理職員特別勤務手当が支給される場合を除く。）。

(8) 次に掲げる資格を有する職員（医師及び歯科医師を除く。）がその資格に係る業務に従事したとき。

ア 平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の規定に基づき公告することができる専門性に関する資格を有する職員

イ 管理者が別に定める資格を有する職員

第19条第2項に次の3号を加える。

(6) 前項第6号の職員 次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に定める額

ア 看護師長である職員 1月につき8,000円

イ 副看護師長である職員 1月につき5,000円

(7) 前項第7号の職員 次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に定める額

ア 医師又は歯科医師である職員 1時間につき5,000円

イ 前号に掲げる職員以外の職員 1時間につき3,300円

(8) 前項第8号の職員 次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に定める額

ア 前項第8号アの職員（同号イの職員のうち同号アの職員に係る業務と同程度の特殊性を伴う業務として管理者が認めたものに従事する職員を含む。） 業務ごとに1月につき5,000円

イ アに掲げる職員以外の職員 業務ごとに1月につき1,000円
別表第9を次のように改める。

別表第9 (第4条関係)

勤務箇所	職 員	調整数
中央病院	(1) 薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床検査技師	2.0
	(2) 視能訓練士、歯科衛生士及び管理栄養士	1.0
こころの医療センター	(1) 薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士及び臨床検査技師	2.0
	(2) 管理栄養士	1.0
	(3) 精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、心理判定員、臨床心理士及び医療社会事業調査員	

備考 この表は、技能労務職員以外の職員に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(給料の調整額に関する経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において条例又は職員条例の適用を受けている職員で、施行日以後にこの規程による改正後の島根県病院局職員の給与に関する規程第4条の規定により給料の調整を行う職員のうち理学療法士又は作業療法士に適用する調整数については、平成28年3月31日までの間（任用期間の定めのある職員にあっては、施行日直後の任用期間が満了する日までの間）に限り、「2.5」とする。

島 根 県 病 院 局 訓 令

島根県病院局訓令第1号

本 局
病 院

島根県病院局被服等貸与規程（平成19年島根県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表の1の表3の項中「又はサンダル」を削り、同表に次のように加える。

7	フライトドクター及びフライトナース	つなぎ	5	3年
		ジャケット	1	3年
		安全靴	1	3年

別表の2の表2の項中

「

シューズ又はサンダル	2	1年
------------	---	----

」を「

シューズ	1	1年
------	---	----

」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。